

組合敷地内の降灰収集について

平成27年4月より、組合内敷地(下記図参照)が降灰収集指定地として認定されました。
つきましては、下記の注意事項を順守してだすようにして下さい。
なお、該当事業所は、組合員及び組合員所有地のテナントとします。

降灰袋の出し方について

- ・ 降灰袋の出し方は、一般の宅地降灰の場合と同じです。
- ・ 降灰は克灰袋(もしくは克灰袋より小さいレジ袋を2枚重ねた者)に詰めて、指定場所に置いてください。ごみ袋や土のう袋などで排出されますと、効率的な収集に支障があるので収集できません。
- ・ 収集を行うのは降灰のみです。一般の土砂やコンクリート塊などは収集できません。
- ・ 克灰袋は結んで出すようにしてください。

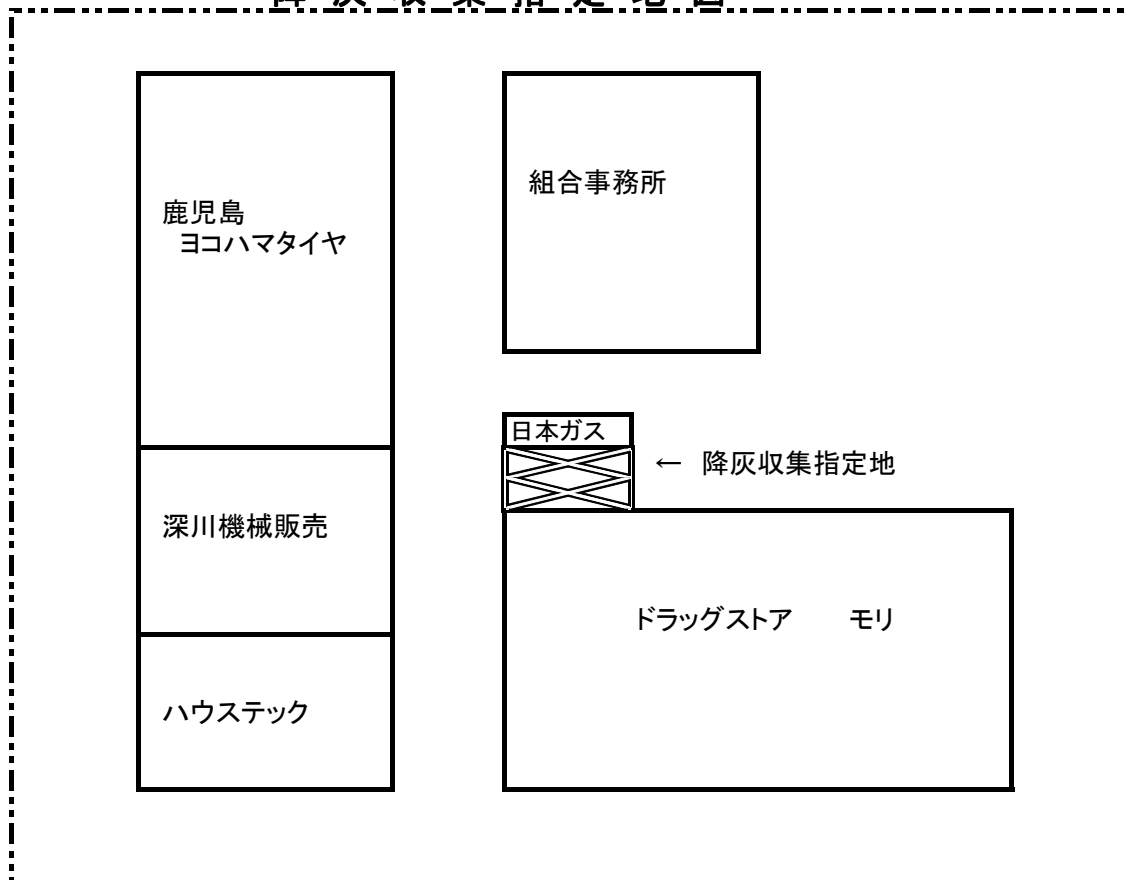
収集について

- ・ 収集車が1ヶ月に1回以上、巡回収集します。
- ・ 収集指定地が一杯になった場合には、持ち込みを一時中止する場合があります。

克灰袋の提供について

- ・ 1社、1回あたり10枚を上限として配布します。不足する場合は、その都度申請してください。
- ・ 必要な場合は、平日(月～金曜日、8:00～17:00)組合へ電話連絡後、取りに来てください。
- ・ 配布に際しては、別紙克灰袋配布申請書を持参してください。
テナントが申請する場合は、必ず組合員の印鑑が必要です。

降灰収集指定地図



鹿児島木材産業協同組合
電話 099-268-3111
fax 099-268-3113
担当: 脇